

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村	桜井市大字山田八一五番ほか二筆
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村	桜井市大字山田一〇一七番ほか五筆

二 認可年月日

平成三十年十月三十日